

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

目 次	ページ
告示	1
公有水面の埋立ての免許(四八一・水産漁港課)	1
狩猟免許の更新に係る適性検査及び講習の変更の実施(四八二・森林整備課)	1
争議行為の予告(四八三・雇用労働政策課)	1
道路区域の変更(四八四・道路課)	1
公告	1
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(地域活動支援室)	2
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(山本地域振興局農林部)	2
土地改良区の定款変更の認可(秋田地域振興局農林部)	2
県営土地改良事業工事の完了(秋田地域振興局農林部)	2
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(仙北地域振興局農林部)	2
解散土地改良区の清算人の退任の届出(仙北地域振興局農林部)	3
土地改良区の定款変更の認可(平鹿地域振興局農林部)	3
土地改良区の役員の退任及び就任の届出(雄勝地域振興局農林部)	3
選挙管理委員会告示	3
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(五七)	3
各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(五八)	3

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
道路の区域					

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
道路の区域					

## 公 告

秋田県告示第四百八十一号  
 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり埋立ての免許をしたので、同法第十一条の規定に基づき、告示する。  
 平成十八年五月二十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 埋立免許の日 平成十八年五月十八日
- 二 埋立免許を受けた者の名称、住所及び代表者の氏名
  - (一) 名称 秋田県
  - (二) 住所 秋田市山王四丁目一番一号
  - (三) 代表者の氏名 秋田県知事 寺田典城
- 三 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
  - (一) 埋立区域
    - (1) 位置 山本郡八峰町八森字滝の間三百二十四番地一地先の防波堤地先の公有水面
    - (2) 面積 二千八百六十六・七五平方メートル
  - (二) 埋立てに関する工事の施行区域
    - (1) 位置 山本郡八峰町八森字滝の間三百二十四番地一地先の防波堤地先の公有水面
    - (2) 面積 二万八千八百三十三・八五平方メートル
- 四 埋立地の用途 漁港施設用地

秋田県告示第四百八十二号  
 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第五十一条の規定による狩猟免許の更新に係る平成十八年度の適性検査及び講習を実施する場所について、次のとおり変更したので、公示する。  
 平成十八年五月二十六日

秋田県知事 寺田典城

変 更 後	変 更 前
山本郡三種町森岳字町尻二一七番地一 三種町山本公民館	山本郡三種町豊岡金田字森沢一番地二 三種町山本農村環境改善センター

秋田県告示第四百八十三号  
 平成十八年五月十七日秋田県厚生連労働組合中央執行委員長中村秀也から次のとおり争議行為を行う旨の通知を受けたので、労働関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条の四第四項の規定に基づき、公表する。  
 平成十八年五月二十六日

秋田県知事 寺田典城

- 一 事件 年間手当に関すること。
- 二 日時 平成十八年五月三十日以降事件解決の時まで、連日又は短時間に行なう。
- 三 場所
  - 鹿角市花輪字八正寺十三番地 鹿角組合総合病院
  - 北秋田市花園町十番五号 北秋中央病院
  - 能代市落合字上前田地内 山本組合総合病院
  - 山本郡三種町森岳字田尻七百七番地 山本組合総合病院
  - 南秋田郡八郎潟町川崎字貝保三十七番地 森岳診療所
  - 秋田市飯島西袋一丁目一番一号 湖東総合病院
  - 由利本荘市川口字家後三十八番地 由利組合総合病院
  - 大仙市大曲通町一番三十号 仙北組合総合病院
  - 横手市駅前町一番三十号 平鹿総合病院
  - 湯沢市山田字勇ヶ岡二十五番地 雄勝中央病院
  - 秋田市八橋南二丁目十番十六号 秋田県厚生連本所

### 四 概要

救急外来患者、入院中の重症患者、人工透析、検診、人間ドック、訪問看護、リハビリ教室、デイケア及び予約検査のための保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキその他の争議行為を行う。

秋田県告示第四百八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
 平成十八年五月二十六日

秋田県知事 寺田典城

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

県道	新		旧	
	B	A	B	A
逓后坂藤里峡公園線				山本郡藤里町粕毛字端家一三三番一から字西熊の岱七〇番一地先まで
		山本郡藤里町粕毛字端家一三三番一から字西熊の岱七〇番一地先まで		

二 道路の区域を変更した図面を縦覧する場所及び期間  
 場所 建設交通部道路課  
 期間 平成十八年五月二十六日から同年六月八日まで

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

- 一 申請のあつた年月日  
平成十八年五月八日  
秋田県知事 寺田 典城
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ハート・かまくら
- 三 代表者の氏名  
佐藤 貞雄
- 四 主たる事務所の所在地  
秋田県横手市根岸町七 三十七
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、将来の不安や悩みを抱える精神・知的・身体障害者が、その家族や地域住民の理解と協力のもと、皮革製品の部品製造を主体に、その他各種製造等を事業とし、利用者全員が共同の作業を通して、「コミュニケーション」を図りながら、就労の機会や生活基盤を提供する拠点として、機能訓練・生活訓練を支援し、又障害者一人ひとりが共有する不安や悩み、ストレス等を払拭し、健康で楽しい生活を送るため、各種レクリエーション、スポーツ交流会、各地の障害福祉施設見学、研修会、接客販売訓練等を通して、心身の育成と自立支援に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、山本郡岩堰土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十八年五月二十六日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 退任理事の住所及び氏名  
能代市二ツ井町仁耐字大川反五十番地 成田 岩夫  
" " " " 字薄井二十六番地 秋林敬二郎  
" " " " 四十八番地 石田 鉄哉  
" " " " 六十二番地 秋林 実  
" " " " 字桜台七十八番地 田中 均  
" " " " 字下野家後百二十七番地十一 田口 修一  
" " " " 切石字大倉五十三番地五 工藤 定光  
" " " " 山本郡藤里町矢坂字坂本二十三番地一 菊池 博悦  
" " " " " " 三十七番地 飯坂 幹雄
- 二 就任理事の住所及び氏名  
能代市二ツ井町字薄井六十二番地 秋林 実  
" " " " 字桜台七十八番地 田中 均  
" " " " 字下野家後百二十七番地十一 田口 修一  
" " " " 字下野川端二十八番地七 佐藤賢一郎  
" " " " 切石字大倉五十三番地五 工藤 定光  
" " " " 山本郡藤里町矢坂字坂本二十三番地一 菊池 博悦  
" " " " " " 字如来瀬台三十七番地四 成田 岩夫  
" " " " 能代市二ツ井町仁耐字大川反五十番地 成田 岩夫  
" " " " 字比井野六十八番地 田口 政幸  
" " " " 退任監事の住所及び氏名  
能代市二ツ井町字薄井四番地 佐藤 昭一  
" " " " 仁耐字大川反四十一番地 藤田 儀七  
" " " " 種字宮ノ下四十八番地一 佐藤 勇雄  
" " " " 就任監事の住所及び氏名  
能代市二ツ井町仁耐字大川反四十一番地 藤田 儀七
- 三 退任理事の住所及び氏名  
仙北郡美郷町畑屋字熊野百七十番地五 奥山 幸一  
" " " " 金沢東根字西外川原百十五番地 高橋 正治  
" " " " 中野字内城百三十番地 藤井 金光  
" " " " 金沢東根字川原田百六十七番地 深澤 清一  
" " " " 千屋字荒屋敷百三十七番地 戸沢 藤一  
" " " " 字上内村八十三番地一 田沢 義弘  
" " " " 本堂城回字田町百三十二番地 栗林 四郎  
" " " " 字本堂町九十八番地一 杉澤 良治

能代市二ツ井町種字宮ノ下四十八番地一 佐藤 勇雄  
" " " " 字薄井二十七番地一 松岡 隆春

平成十八年五月二十六日 秋田県知事 寺田 典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第一項の規定により、若美町福川土地改良区から申請があつた定款変更について、平成十八年五月十八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。

平成十八年五月二十六日

秋田県知事 寺田 典城

県営土地改良事業(高野地区担い手育成基盤整備事業)につき、その工事を平成十八年三月二十八日完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十三条の二第三項の規定に基づき、公告する。

平成十八年五月二十六日

秋田県知事 寺田 典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、美郷町千畑土地改良区から次のとおり役員の変更及び就任の届出があつたので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十八年五月二十六日

秋田県知事 寺田 典城

- 一 退任理事の住所及び氏名  
仙北郡美郷町畑屋字熊野百七十番地五 奥山 幸一  
" " " " 金沢東根字西外川原百十五番地 高橋 正治  
" " " " 中野字内城百三十番地 藤井 金光  
" " " " 金沢東根字川原田百六十七番地 深澤 清一  
" " " " 千屋字荒屋敷百三十七番地 戸沢 藤一  
" " " " 字上内村八十三番地一 田沢 義弘  
" " " " 本堂城回字田町百三十二番地 栗林 四郎  
" " " " 字本堂町九十八番地一 杉澤 良治

仙北郡美郷町浪花字丸森下二番地十  
 仙北郡野田二十九番地一  
 " " " " 字谷地中百五番地一  
 " " " " 黒沢字西野六十一番地  
 " " " " 浪花字大道二百七十九番地  
 " " " " 畑屋字稲荷百二十番地一  
 " " " " 字室町百五十七番地  
 二 就任理事の住所及び氏名  
 仙北郡美郷町安城寺光寺嶋田二十四番地一 森元 弘祐  
 " " " " 金沢東根字川原田百六十七番地 深澤 清一  
 " " " " 字西外川原百十五番地 高橋 正治  
 " " " " 千屋字狐森百十三番地 高橋 秀明  
 " " " " " 字上内村八十三番地二 田沢 義弘  
 " " " " 本堂城回字後町九十八番地 星山 正美  
 " " " " 土崎字野田二十九番地 佐藤 辰雄  
 " " " " 黒沢字西野六十一番地 藤嶋 猛  
 " " " " 畑屋字稲荷百二十番地一 高橋 勝經  
 " " " " " 字室町百五十七番地 大久保伸一

仙北郡美郷町中野字内城百三十番地 藤井 金光  
 " " " " 浪花字上荒井六十八番地 高階 眞龍  
 " " " " 本堂城回字本堂町九十八番地二 杉澤 良治  
 四 就任監事の住所及び氏名  
 仙北郡美郷町金沢東根字大石百六十一番地一 高橋 辰美  
 " " " " 千屋字上花岡百二十二番地 高橋虎之助  
 " " " " 土崎字北小屋三十二番地 加藤 晃湧  
 三 就任監事の住所及び氏名  
 仙北郡美郷町中野字内城百三十番地 藤井 金光  
 " " " " 浪花字上荒井六十八番地 高階 眞龍  
 " " " " 本堂城回字本堂町九十八番地二 杉澤 良治

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、精算法人大曲市内小友裏地土地改良区から次のとおり清算人の退任の届出があったので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規程に基づき、公告する。  
 平成十八年五月二十六日  
 秋田県知事 寺田 典城

退任清算人の住所及び氏名  
 大仙市内小友字館前百二十六番地一 東海林 堯  
 " " " " 字宮後二十四番地 寺村 君雄  
 " " " " 字荒町百三番地一 後藤 忠昭  
 " " " " 字西野百四番地 菅原 喜作  
 " " " " 字百三番地一 後藤 テツ  
 " " " " 字宮下百五番地一 佐々木勇孝

大仙市内小友字宮林四十七番地 小松 專一  
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大森土地改良区から申請があった定款変更について、平成十八年五月十八日認可したので、同条第三項の規定に基づき、公告する。  
 平成十八年五月二十六日  
 秋田県知事 寺田 典城

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、雄勝郡山田五ヶ村堰土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。  
 平成十八年五月二十六日  
 秋田県知事 寺田 典城

秋選管告示第五十七号  
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八十条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。  
 平成十八年五月二十六日  
 秋田県選挙管理委員会委員長 田中 伸一

秋選管告示第五十八号  
 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。  
 平成十八年五月二十六日  
 秋田県選挙管理委員会委員長 田中 伸一

選挙区別		秋田県選挙管理委員会委員長 田中 伸一
秋田市	八五、〇〇〇	
能代市	一七、九二五	
横手市	一〇、八六五	
大館市	一七、九四二	
本荘市	一一、一八七	
男鹿市	八、二四〇	
湯沢市	九、二九〇	
大曲市	一〇、六一九	
鹿角市鹿角郡	二二、三九三	
北秋田郡	一七、七三五	
山本郡	九、七九七	
南秋田郡	一九、七七八	
河辺郡	五、一七六	
由利郡	二〇、六一七	
仙北郡	三一、四五八	
平鹿郡	一八、二二八	
雄勝郡	一一、三四五	

発行者

秋田県

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

秋田市山王四丁目一番一号

印刷者

印刷所

秋田県山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(062)876600  
FAX(062)876605  
E-mail:matsubarara@matsubararainsetsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄